

業務月報

令和6年12月

ハローワーク川本

浜田公共職業安定所 川本出張所

邑智郡川本町大字川本301-2

TEL 0855-72-0385

FAX 0855-72-0386

雇用情勢の動向

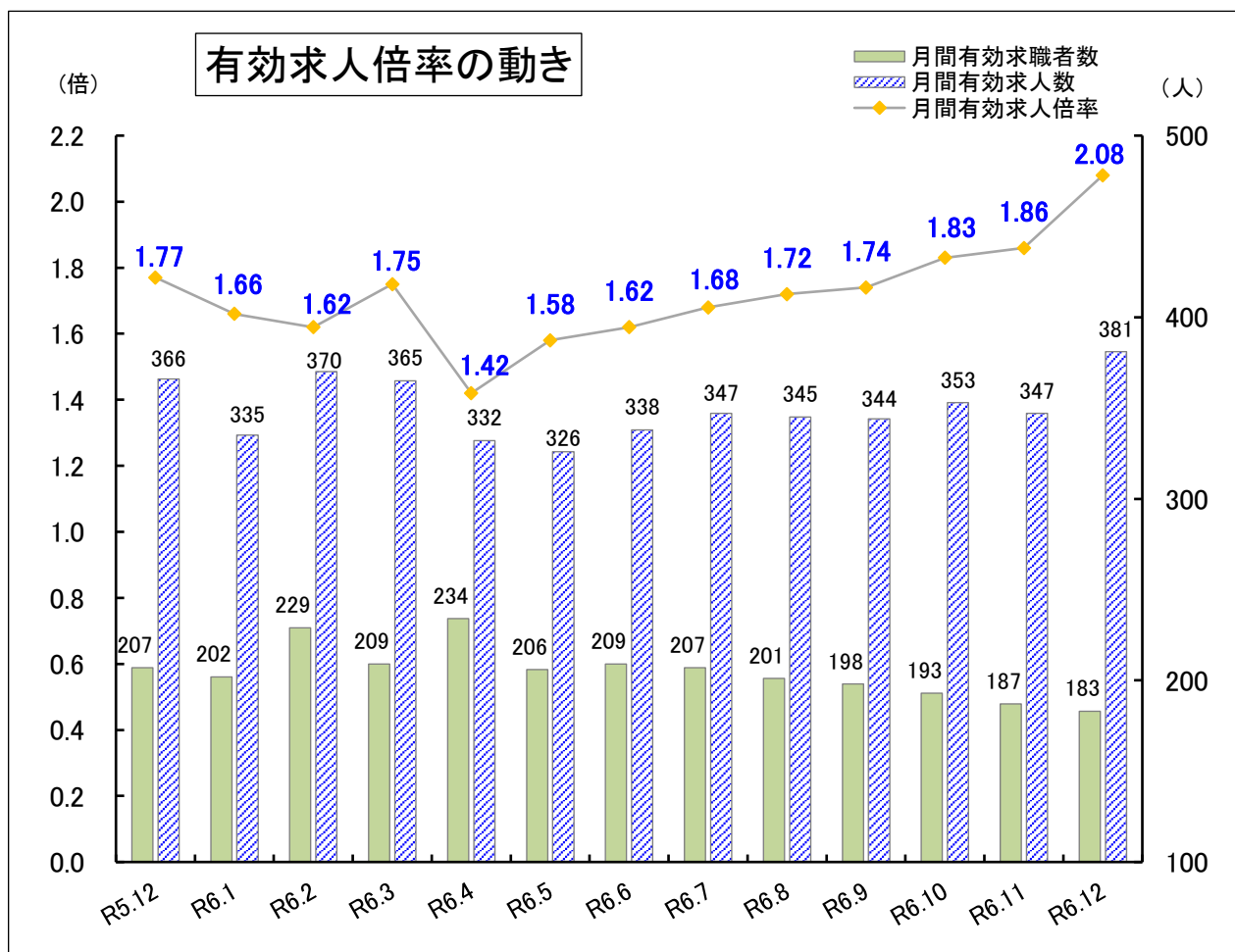
新規求職申込件数(オンライン含)は26件で、前年同月比33.3%(13件)減少しました。

月間有効求職者数(オンライン含)は183人で、前年同月比11.6%(24人)減少しました。

新規求人数は134人で、前年同月比25.2%(27人)増加しました。

月間有効求人数は381人で、前年同月比4.1%(15人)増加しました。

月間有効求人倍率は2.08倍で、前年同月比0.31ポイント上回りました。



(注)ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年10月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数等を含みます。

有効求人倍率	島根県	川本
	1.39	2.08

職業紹介状況

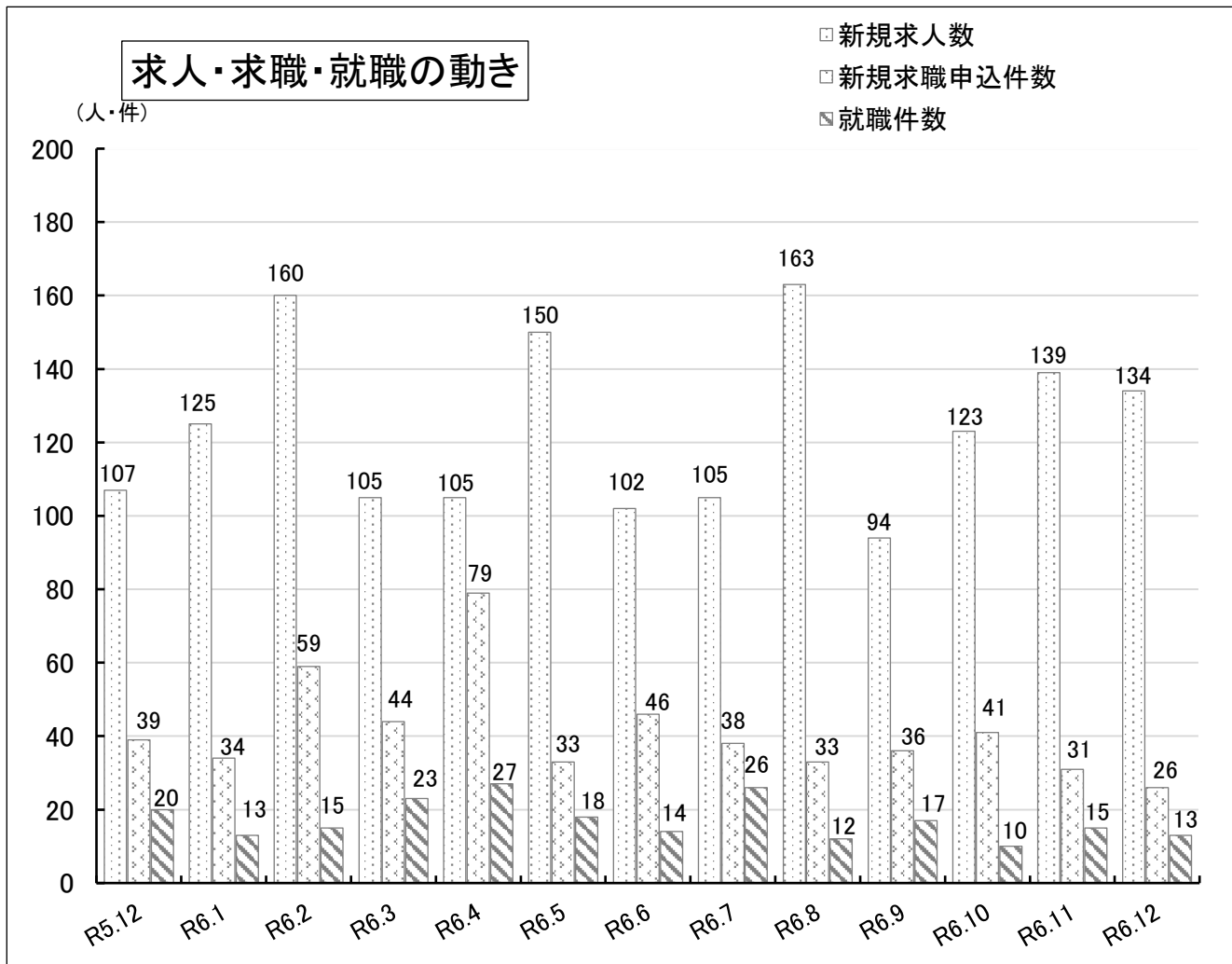
項目	当月	前年同月	対前年比	項目	当月	前年同月	対前年比	
① 新規求職申込件数	26	39	▲ 33.3	⑥ 求人倍率	新規	5.15	2.74	2.41
うち 55才以上	8	16	▲ 50.0		月間有効	2.08	1.77	0.31
② 月間有効求職者数	183	207	▲ 11.6	⑦ 紹介件数	18	27	▲ 33.3	
うち 55才以上	69	78	▲ 11.5	うち 55才以上	7	8	▲ 12.5	
うち (保)受給者	61	70	▲ 12.9	うち (保)受給者	10	8	25.0	
③ 新規求人数	134	107	25.2	⑧ 就職件数	13	20	▲ 35.0	
④ 月間有効求人数	381	366	4.1	うち 55才以上	1	6	▲ 83.3	
⑤ 充足数	13	14	▲ 7.1	うち (保)受給者	7	8	▲ 12.5	

産業別求人状況

産業	当月	前年同月	対前年比	産業	当月	前年同月	対前年比
農・林・漁業	7	2	250.0	情報通信業	0	0	
鉱業・採石業・砂利	0	0		運輸業・郵便業	1	2	▲ 50.0
建設業	35	34	2.9	卸売・小売業	14	7	100.0
製造業	5	2	150.0	金融・保険業	0	0	
食料品・飲料等	2	2	0.0	不動産業・物品賃貸業	0	0	
繊維・衣服等	0	0		学術研究 専門技術サービス業	3	0	
木材・家具等	2	0		宿泊業・飲食サービス業	12	5	140.0
窯業・土石製品	1	0		生活関連サービス 娯楽業	0	0	
鉄鋼・金属製品	0	0		教育, 学習支援事業	7	4	75.0
一般機械器具	0	0		医療・福祉	39	41	▲ 4.9
電気機械器具	0	0		複合サービス事業	0	1	▲ 100.0
輸送用機械器具	0	0		サービス業	9	6	50.0
その他	0	0		公務・その他	2	3	▲ 33.3
電気・ガス 熱供給・水道業	0	0		合計	134	107	25.2

雇用保険業務取扱状況

項目	当月	前年同月	対前年比	項目	当月	前年同月	対前年比	
適用事業所数	356	350	1.7	受給資格決定件数	7	8	▲ 12.5	
新規適用事業所数	0	0		初回受給者数	13	14	▲ 7.1	
廃止事業所数	0	2	▲ 100.0	受給者実人員	51	41	24.4	
被保険者数	4,362	4,394	▲ 0.7	支給金額(千円)	5,276	4,195	25.8	
資格取得者数	22	24	▲ 8.3	再就職手当	人員	3	3	0.0
資格喪失者数	12	26	▲ 53.8		金額(千円)	1,537	1,339	14.8



人員整理の状況

項目	年月	4年度計	5年度計	5年 12月	6年											
					1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
事業所数		8	10	0	0	0	0	1	0	1	0	0	1	2	1	0
解雇者数		10	16	0	0	0	0	1	0	1	0	0	1	3	1	0

採用に、ユースエールを。

若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業（常時雇用する労働者が300人以下の事業主）を、若者雇用促進法に基づき厚生労働大臣が「ユースエール認定企業」として認定しています。

「ユースエール認定企業」として認定を受けると、以下のメリットがあります。

求人票にも認定マークを表示

企業説明会
就職面接会など
積極的にご案内
会場ではのぼり等
でPRします

日本政策金融
公庫による
融資制度

自社の商品や
広告などに
認定マークの
使用が可能

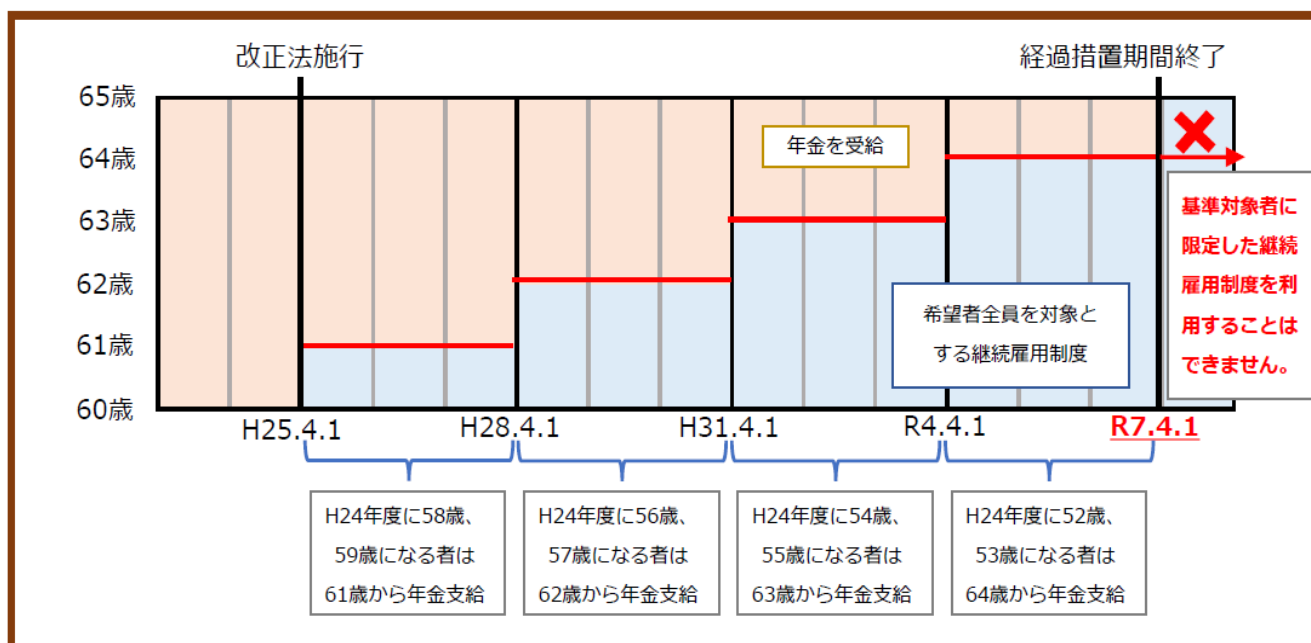
公共調達における
加点評価

経過措置に基づく基準対象者に限定した継続雇用制度を利用している事業主の皆さまへ

経過措置期間は2025年3月31日までです 4月1日以降は別の措置により、 高齢者雇用確保措置を講じる必要があります

平成24年度までに、労使協定により継続雇用制度の対象者を限定する基準を定めていた事業主は、現在は経過措置として、老齢厚生年金の報酬比例部分の支給開始年齢以上の年齢の者について継続雇用制度の対象者を限定する基準を定めることが認められていますが、その経過措置も2025年3月31日をもって終了します。

■ 経過措置の流れ



2025(令和7)年4月1日以降は、高齢者雇用確保措置※として以下のいずれかの措置を講じる必要があります。

- 定年制の廃止
- 65歳までの定年の引き上げ
- 希望者全員の65歳までの継続雇用制度の導入

※ 高齢者雇用安定法第9条第1項に基づき、定年を65歳未満に定めている事業主は、雇用する高齢者の65歳までの安定した雇用を確保するための措置を講じなければなりません。

◆ ご不明点がございましたら、最寄りのハローワークにお問い合わせください。



都道府県労働局・ハローワーク

LL06322高01